

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太陽会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規定において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事、監事及び評議員が理事会及び評議員会に出席したときは、実費弁償費として日額5,000円を支払うものとする。なお同一日に開催された理事会と評議員会に出席した場合はこれを重複して支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(理事、監事及び評議員の業務報酬等)

第4条 職員を兼務する者は、職員給与については職員給与規程を適用し、理事、監事及び評議員の地位のみによる報酬は支払わないものとする。

2 理事、監事及び評議員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次のとおり日当を支給する。

1日 4時間以内 10,000円

1日 4時間以上 20,000円

3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第3条及び第4条2項は適用しない。ただし職員給与に加え役員等兼任手当として次のとおり支給する。

月額 20,000円

(報酬等の支払方法)

第5条 報酬等の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条の役員等については、その都度現金にて支払う。

(2) 第4条2項の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に絞めきり、翌月15日（支払日が銀行その他金融機関の休日の場合はその前日。）に支給する。

2 第4条2項の報酬の支払額は、源泉所得税を控除した額を支払う。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程により日当及び旅費等を支給することができる。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1、この規程は、平成29年 6月 9日より施行する。